



神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会
シルバースポンサー獲得業務 仕様書

2023 年 5 月 25 日



「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」 シルバースポンサー獲得業務 仕様書

1. 委託業務の名称

「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」シルバースポンサー獲得業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和 6 年（2024 年）8 月 31 日まで

3. 委託者

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下「組織委員会」とする。）

4. 委託内容

組織委員会の指定する企業あるいはカテゴリにおける協賛金及び協賛物品等の獲得に関すること。

※組織委員会より提供するスポンサー制度概要資料の内容を遵守すること。

※本大会の特性・理念を十分に考慮した上で協賛獲得活動を実施すること。

※上記対応については必ず上位スポンサー及び IPC スポンサーの競合排除に抵触しない企業の獲得及びカテゴリ対応とすること。なお、シルバーランクのスポンサーアクティベーションは行わない。

※スポンサー契約は、受託業者、獲得事業者、組織委員会の 3 社契約で締結するものとする。

（参考：上位スポンサー・IPC スポンサー関連想定カテゴリ）※随時変動の可能性あり

【想定カテゴリ】

- | | | |
|-------------|----------------|--------|
| ・スポーツ用品 | ・自動車 | ・医療機器 |
| ・無線（通話） | ・携帯電話（通話） | ・音響機器 |
| ・鉄鋼 | ・重工業 | ・銀行 |
| ・小売 | | |
| ・宿泊業（宿泊サイト） | ・E コマース | ・保険 |
| ・リザルトシステム | ・ゴム製品（タイヤ・自転車） | ・乳製品 |
| ・清涼飲料 | ・水 | ・監査 |
| ・コンサルティング | ・法務 | ・半導体 |
| ・時計 | ・リペアサービス | ・AV 機器 |
| ・障害者ケア商品 | ・生活雑貨 | ・通信機器 |
| ・コンピュータ | ・モビリティ | ・ロボット |
| ・決裁サービス | | |

5. 協賛獲得内容

1,000 千円（税別）／1 スポンサー企業

なお、3,000 千円以上の獲得を保証する（以下、「獲得保証額」という。）こととし、獲得不足分は受託者にて補填すること。

VIKでの獲得提案については組織委員会が必要とする項目に限り、1件ごとに事前に組織委員会の了承を得たうえで獲得すること。

VIK比率は獲得総額の30%以内にとどめ、手数料にかかるキャッシュについては自らのセールス活動の中で確保すること。なお確保できなかった場合、組織委員会は一切の補填を行わない。

6. 契約金額（手数料）

獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額の50%を含む）の10%を手数料として支払う。なお、獲得社数が5社を超える分については20%を手数料として支払う。

※受託者は、獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額の50%を含む）から上記手数料を差し引いた金額を組織委員会へ入金するものとする。

※受託者から組織委員会への入金は、契約期間内に行うこととする。

7. 報告書の提出

契約後、毎月1回、月末までに組織委員会が指定する内容を含む活動報告を組織委員会に行うこと。

なお、活動報告についてはメールでのデータ添付を含む書面により行うこと。

業務をすべて終了したときは、総獲得内容が分かる書類（その他組織委員会が指示するものを含む）を添付の上、業務終了報告書を提出すること。

なお、報告書を含む成果品の著作権は組織委員会（最終的には国際パラリンピック委員会）に帰属するものとし、業務完了後は組織委員会の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこと。

8. 業務を行う上で留意する点

- (1) 本大会に関する全ての権利は大会の主催者である国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」とする）に帰属する。受託者は、本業務を遂行するにあたり、IPC及び本大会のスポンサーの権利を侵害してはならない。
- (2) 本業務において獲得するスポンサー企業は、他社に対し競合排除を行うことができない。
- (3) スポンサー企業決定の最終承認者は大会の主催者であるIPCのため、獲得したスポンサーが主催者により承認されない場合がある。この場合は獲得保証額として取り扱わない。
- (4) スポンサー企業決定にあたり、予測しえずまたその後の協議及び調整の結果、上位スポンサーからの競合排除に該当することとなり、承認されない場合がある。この場合は、獲得保証額として取り扱うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の目的を十分理解し、国際競技大会にふさわしい水準において業務を遂行すること。
- (6) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、組織委員会と十分に協議・連絡調整等を行うこと。また、受託者の業務の遂行に関して組織委員会が行う要求は尊重しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、本大会の関係機関・団体、組織委員会が別途契約する委託事業者、その他本大会の関係者（以下、「本大会関係者」とする）と連携・協力し、また、組織委員会と協力して本大会関係者との必要な調整を行うこと。
- (8) 受託者の業務の遂行に関して適用される、IPC又はパラ陸上競技運営のためのIPC内の担当機関

である世界パラ陸上競技連盟が定める規則やガイドライン等の運営要件及び通達、並びに組織委員会とIPCが締結した開催合意書の規定を遵守すること。

- (9) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (10) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。これらは本業務が完了した後についても同様とする。
 - (11) 業務上、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
 - (12) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、組織委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
 - (13) 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して、一切の責任を負い、組織委員会に発生原因、経過、被害状況等を速やかに報告し、組織委員会の指示に従うものとする。
 - (14) 本仕様書に定めがない事項については、組織委員会と受託者において協議の上決定する。
 - (15) 本業務の全部または主たる一部を、組織委員会の事前の承認なく、第三者に委任してはならない。
 - (16) 本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合、受託者は速やかに組織委員会と協議すること。